

地震保険とは？

① 地震保険とは？

居住用の建物とその家財を対象とし、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流出）を補償する保険です。地震保険は建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。

② 被災後の当面の生活を支える保険

地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。地震保険の保険金だけでは必ずしも元どおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。

③ 地震保険はなぜ必要？

火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流出）は補償されません。したがって、地震による損害に備えるには地震保険が必要です。

④ 火災保険＋地震保険

地震保険は、単独では加入できません。火災保険にセットで加入する必要があります。現在ご加入中の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の契約期間の中途でも地震保険に加入することが出来ます。

<参考>地震保険関連のホームページ

日本損害保険協会

<http://www.sonpo.or.jp/>

<http://www.jishin-hoken.jp/>

財務省

http://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/index.html

お問い合わせ先

一般社団法人 日本損害保険協会北海道支部

電話：011-231-3815

FAX：011-231-3843